

静岡県告示第208号

県・市町職員人事交流実施要綱（昭和53年静岡県告示第91号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
(事務主管) <b>第14条</b> 県における実務研修職員に関する事務については、別に定めるものを除き <u>経営管理部職員局人事課</u> 及び経営管理部地域振興局市町行財政課において行うものとする。	(事務主管) <b>第14条</b> 県における実務研修職員に関する事務については、別に定めるものを除き <u>経営管理部行政経営局人事課</u> 及び経営管理部地域振興局市町行財政課において行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。